

## 秦野市市制施行70周年記念ロゴマーク募集要項

### 1 募集内容

秦野市市制施行70周年記念事業の基本理念及びテーマを踏まえた、記念事業のシンボルとなるロゴマークのデザインを募集します。

秦野市市制施行70周年記念事業 基本理念
<p>令和7年1月1日に市制施行70周年の節目を迎えることを契機として、本市の歩みを振り返るとともに、新時代へ向けて、「誰もが住んでみたい・住み続けたい元気溢れるふるさと秦野」を創造していくため、市民一体となった記念事業を実施します。</p> <p>記念事業の実施に当たっては、SDGsの理念を踏まえた「誰一人取り残されない持続可能なまちづくり」という精神を全ての参加者が共有しながら、「ふるさと秦野」への誇りと愛着を醸成し、さらに魅力的な都市（まち）へと歩むことを目指します。</p>

秦野市市制施行70周年記念事業 テーマ
<p><b>みんなでつなぐ 未来のHADANO</b></p> <p>～テーマに込められた想い～</p> <p>「シンプルでわかりやすい」、「出身や年齢等を問わない」、「未来に向けたメッセージ」という3つのポイントを重視して、多様な市民のつながりや絆が再認識され、新たな未来につながるよう、想いが込められています。</p>

### 2 使用目的

決定したロゴマークは、市制施行70周年に関する様々な広報媒体（チラシ、ポスター、横断幕、缶バッジ等）に使用され、告知や広報に活用します。

また、秦野市のPRのため、市民や企業の皆様にも広く利用可能とする予定です。

### 3 募集期間

令和6年1月1日（月）から1月31日（水）まで

#### 4 応募資格・応募点数

- (1) 秦野市在住の方はもちろん、秦野市出身の方や、秦野市に想いのある方も、プロ・アマ・年齢問わず、どなたでも応募可能です。

※応募者が18歳未満の場合は、保護者の方の同意が必要です。

- (2) 応募点数に制限はありません。

#### 5 仕様

- (1) 「70」の文字を使用し、秦野市市制施行70周年であることが伝わるデザインにしてください。
- (2) 色数に制限はありませんが、白黒での使用も考慮した配色としてください。
- (3) 応募作品のサイズは、A4サイズ(210mm×297mm)以内としますが、拡大・縮小での使用を考慮したデザインとしてください。
- (4) 作品は、デジタルデータで応募してください。ファイル形式は、PDF、JPEG、PNGのいずれかとし、データサイズは5MB以内としてください。

#### 6 応募方法

「e-kanagawa 電子申請」の専用申込フォームから応募してください。

※専用申込フォームに必要事項(氏名、生年月日、住所、連絡先、職業等及びロゴマークの説明)を記入し、応募作品を添付の上、応募してください。

※応募作品については、「5 仕様」を確認の上、添付してください。

※複数の作品を応募する場合には、1作品ごとに専用申込フォームから応募してください。

#### 7 選考

応募作品を審査し、令和6年3月頃までに採用作品を決定する予定です。

※採用作品については、市ホームページ等での発表を予定しています。

また、採用作品の応募者には別途文書で通知します。

※発表に当たり、採用作品の応募者の氏名、デザインの説明、市区町村までの住所を公表します。ただし、個人情報(氏名等)の公表を望まない方は、専用申込フォーム内の「公表したくない」を選択してください。

※採用作品の応募者には、賞金10万円及び賞状を授与します。

## 8 留意事項

- (1) 採用された作品の著作権、使用权、商標権その他一切の権利は、秦野市に帰属するものとします。また、その使用に関して著作者は著作者人格権を使用できないものとします。
- (2) 第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害する恐れのない自作の未発表作品を応募してください。
- (3) 応募作品が、既発表のデザインと同一又は酷似している場合、又は第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）、本募集要項に反している場合は、結果発表後であっても採用を取り消すことがあります。また、既に賞金を授与した後にその事実が判明した場合は、それを返還していただく場合があります。
- (4) 応募作品について、第三者から権利侵害等の損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。秦野市では一切の責任を負いかねます。なお、応募作品に関連して、秦野市が損害を被った場合は、損害を賠償いただく場合があります。
- (5) 応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (6) 不採用通知は行いません。また、選考過程のお問い合わせには対応しかねますので御了承ください。
- (7) 採用作品には、部分的な加工又は調整をさせていただく場合があります。
- (8) 応募者の個人情報、作品の選考以外の目的には使用しません。
- (9) 応募の時点で、この募集要項記載内容に同意したものとします。

## 9 問い合わせ

秦野市 政策部 総合政策課

〒257-0031 神奈川県秦野市桜町1-3-2

電話：0463-82-5101

メールアドレス：seisaku@city.hadano.kanagawa.jp

## ～ 秦野市の紹介～



秦野市は、神奈川県の中央西部に位置し、東京から約60km、横浜からは約37kmの距離にある、「水とみどり」豊かな都市です。



### ○神奈川県内唯一の盆地

市の北方には「神奈川の屋根」といわれる丹沢連峰が、南方には渋沢丘陵が広がる、山で囲まれた神奈川県内で唯一の盆地となっています。

### ○全国名水百選

秦野盆地の地下には丹沢で育まれた“天然の水がめ”があり、環境省「名水百選」の一つに選ばれた湧水が市内各所から湧き出ています。この名水によるボトルドウォーターは、環境省「名水選抜総選挙」の「おいしさがすばらしい名水部門」で全国第1位となっています。

### ○「葉たばこ」の名産地

秦野市は、かつて「葉たばこ」の産地として知られ、秦野の葉たばこは薩摩(鹿児島県)、水府(茨城県)と並ぶ「日本三大銘葉」の一つとなっていました。現在は、市内での葉たばこ耕作は終了し、毎年9月に開催される「秦野たばこ祭」にその名を残すのみとなっています。



左：市内水無川沿いの桜並木と丹沢の山並み 中：秦野名水のボトルドウォーター 右：秦野たばこ祭のパレード

### < 秦野市の基本データ (令和5年4月1日現在) >

人口		161,279人 (男 81,465人) (女 79,814人)
世帯数		72,359世帯
面積		103.76㎢ (神奈川県内の市で5番目の大きさ)

市の木		
さざんか	こぶし	
市の鳥		
	市の花	
うぐいす		
	なでしこ	あじさい